

平成30年監査公表第7号

地方自治法第199条第4項に基づき平成30年度定例監査を実施し、その結果について同条第9項の規定により次のとおり公表します。

平成30年11月22日

扶桑町監査委員 岩本幸松

扶桑町監査委員 千田勝文

平成30年度定例監査報告書

1. 監査の種類

地方自治法第199条（昭和22年法律第67号）第4項に基づく監査

2. 監査の方針

平成30年度においては、町の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、その他一般行政事務の組織及び運営管理が能率的に行われているか、財産管理が適正にされているかを主眼として監査を実施しました。

3. 監査期間及び対象

監 査 日 時	監 査 対 象 課 等	備 考
10月31日 9:30～	総務課	
15:00～	総 評	
11月 2日 9:30～	政策調整課	
15:00～	総 評	
5日 9:30～	税務課、議会事務局、会計室 監査委員事務局	
15:00～	総 評	
6日 9:30～	土木課	
15:00～	総 評	
8日 9:30～	都市整備課	
15:00～	総 評	
9日 9:30～	産業環境課	
15:00～	総 評	

4. 監査の方法

監査対象課に対し財務に関する事務執行に関し、関係法令に基づき適正に執行されているかについて、各課等から提出された関係書類を抽出により照合するとともに、関係職員の出席を求め説明を聴取するなどの方法により審査しました。

5. 監査の結果

監査対象課等に係る出納及びその他の事務の執行については、概ね適正と認められました。その中で、一部不適切なものが次のとおりありましたので今後の事務執行に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じて下さい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知して下さい。

6. 指摘事項

- (1) 契約書と添付仕様書で契約期間に相違があるものがありました。
重要な契約書類であることから契約書類内容を確認の上、契約するように努めてください。
(議会事務局・産業環境課)
- (2) 平成30年度当初予算積算誤りで年度当初から予備費充用されたもの、
配当誤りから年度当初に配当変更されたものがありました。
今後このような事案にならないように配慮してください。

(総務課)

7. 監査意見

今回実施した定例監査については、地方自治法その他関係法令の規定に基づき監査した結果、一部指摘あるいは訂正等があったものの、概ね適正に処理されているものと認められました。

今回の監査での意見を参考にいただき書類の作成を今一度再確認し、関係法令に適しているかなど、チェック体制の強化及び経費支出の効率化に配慮し、適正に執行されるように努めてください。